

# 大分県報

平成二十九年  
号外（五四）  
四月一日

（土曜日）

## 目次

訓令 甲	一
大分県地方機関事務分掌規程の一部改正……………	二
大分県事務決裁規程の一部改正……………	二
大分県政策企画委員会設置規程の一部改正……………	四
大分県新型コロナウイルス等対策本部規程の一部改正……………	四

## ○訓令 甲

大分県訓令甲第二十五号

平成二十九年四月一日

本 庁  
地 方 機 関

大分県地方機関事務分掌規程（昭和三十一年大分県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第四条の二の表中「物産観光課」を「おんせん県おおいた課」に改める。

第五条第一項の表の健康安全企画課の項中第三十六号を第三十七号とし、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 難病及び特定疾患に関する事（地域保健課の所掌に係る事項を除く。）

第五条第一項の表の衛生課の項中第三十四号を第三十五号とし、第二十六号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行に関する事

第五条第二項の表の健康安全企画課の項中第四十九号を第五十号とし、第四十八号の次に

次の一号を加える。

四十九 難病及び特定疾患に関する事（地域保健課の所掌に係る事項を除く。）

第五条第二項の表の衛生課の項の第十七号中「施行」の下に「に關すること」を加え、「に關すること」を削り、同項中第三十六号を第三十七号とし、第二十七号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に關すること

第五条第三項の表の健康安全企画課の項中第四十九号を第五十号とし、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九 難病及び特定疾患に関する事（地域保健課の所掌に係る事項を除く。）

第五条第三項の表の衛生課の項中第三十四号を第三十五号とし、第二十六号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に關すること

第五条第四項の表の健康安全企画課の項中第三十七号を第三十八号とし、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 難病及び特定疾患に関する事（地域保健課の所掌に係る事項を除く。）

第五条第四項の表の衛生課の項の第十七号中「施行」の下に「に關すること」を加え、「に關すること」を削り、同項中第三十六号を第三十七号とし、第二十七号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に關すること

第五条第五項の表の健康安全企画課の項中第四十九号を第五十号とし、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九 難病及び特定疾患に関する事（地域保健課の所掌に係る事項を除く。）

第五条第五項の表の衛生課の項の第十七号中「施行」の下に「に關すること」を加え、「に關すること」を削り、同項中第三十六号を第三十七号とし、第二十七号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に關すること

第五条第六項の表の健康安全・衛生課の項中第六十一号を第六十三号とし、第五十二号から第六十号までを二号ずつ繰り下げ、第五十一号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に關すること

第五条第六項の表の健康安全・衛生課の項中第五十号を第五十一号とし、第二十六号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

平成二十九年四月一日

大分県報号外（訓令甲）

二十六 難病及び特定疾患に関すること（地域保健課の所掌に係る事項を除く。）

第十六条第二項の表の研究チームの項第八号を削り、同表の水田農業グループ研究チームの項第一号及び第二号中「大豆」の下に「・雑穀類」を加え、同表の花きグループ研究チームの項に次の一号を加える。

四 バイオテクノロジーを活用した品種・農業技術の開発に関すること

第十六条第三項の表の企画指導担当の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十九条第三項の表の建築住宅課の項第十一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）」に改め、同項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 木造住宅の耐震化の相談及び啓発に関すること

第十九条第四項の表の建築住宅課の項第十一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同項中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 木造住宅の耐震化の相談及び啓発に関すること

第十九条第五項の表の建築住宅課の項第十一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 木造住宅の耐震化の相談及び啓発に関すること

第十九条第七項の表の企画調査課の項第二十五号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同項中第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 木造住宅の耐震化の相談及び啓発に関すること

第十九条第十項の表の企画調査課の項第十一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同項中第三十一号を第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 木造住宅の耐震化の相談及び啓発に関すること

第十九条第十一項の表の建築住宅課の項第十一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改め、同項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 木造住宅の耐震化の相談及び啓発に関すること

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第二十六号

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。  
平成二十九年四月一日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞  
地 方 機 関  
本 庁

第二条第十号中「地域医療政策監」の下に「、社会参加推進監」を加え、「情報政策監」を「IT戦略監」に改め、同条第十一号中「第五十条の三第四項」を「第五十条の三第三項」に改める。

第四条第一項中「会計管理局長を含む」を「大分県部等設置条例（昭和二十七年大分県条例第七十一号）により設置された部その他の内部組織の長及び会計管理局長をいう」に改める。

第十条第一項の表の知事の権限に属する事務の部の本庁の款の芸術文化スポーツ局長の項を削り、同部の振興局の款の局長の項中「次長」の下に「。ただし、次長を二人以上置く振興局にあつては、局長があらかじめ指定する次長」を加え、同部の衛生環境研究センターの款の所長の項中「所長があらかじめ指定する次長」を「次長」に改め、同部の産業科学技術センターの款のセンター長の項中「次長」を「センター長があらかじめ指定する次長」に改める。

別表第一の一の表の一の項の知事の欄第七号中「第二百四十二条第三項及び第七項」を「第二百四十二条第四項及び第九項」に改め、同欄第八号中「第二百四十五条の八第三項」を「第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第三項」に改め、同欄第九号中「第二百四十五条の八第八項」を「第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第八項」に改め、同欄第十二号中「第二百五十二条の二第一項」を「第二百五十二条の二の二第一項」に改め、同欄第十三号中「第二百五十二条の二第四項」を「第二百五十二条の二の二第四項」に改め、同欄第十八号中「第二百八十四条第一項」を「第二百八十四条第二項」に改め、同項の部長の欄第六号中「第二百五十二条の二第二項」を「第二百五十二条の二の二第二項」に改め、同欄第九号中「第二百八十八条第一項」を「第二百八十八条」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第五号中「第二百四十五条の七」を「第二百四十五条の七第二項」に、「勧告する」を「勧告し、及び指示する」に改め、同欄第十号を削り、同表の四の

項の項目の欄中「大分県公文書館公文書等収集保存規程（平成七年大分県訓令甲第二号）を「収集保存規程」を削り、同表の十二の項の部長の欄第二号中「同条第一項各号」を「同項各号」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第八号中「第二十四条第一号」を「第二十四条第一項」に改め、同表の十四の項の部長の欄第十七号中「補助金」を「補償金」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第一号中「第十一条第二項ただし書」を「第十一条第一項ただし書」に改め、同欄第五号中「事業確定申請書」を「事業認定申請書」に、「関係行政機関の」を「関係行政機関に」に改め、同欄第二十二号を第二十三号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第十七号中「第九十四条第二項及び第九十四条第二項」を「第九十四条第五項（法第百二十四条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同欄第十八号とし、同欄第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 法第二十八条の三第二項の規定に基づき、土地の形質の変更について同意すること。別表第一の一の表の十五の項の部長の欄第二号中「第八条」の下に「において準用する土地収用法第二十四条第四項」を加え、「市町村が同条」を「市町村長が同条第二項」に、「行うように」を「行うよう」に改め、同表の十八の項の知事の欄第一号及び第二号を削り、同項の部長の欄第一号中「同条第四項第一号」を「同条第四項各号」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 法第十七条の十四第六項、第九項及び第十二項の規定に基づき、認定市町村の生涯活躍のまち形成事業計画に関する同意をすること。  
十一 法第十七条の十四第七項の規定に基づき、市町村介護保険事業計画に関する意見を求めること。

別表第一の一の表の二十六の項の部長の欄第五号及び同項の課長、所長及び室長の欄第六号中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改め、同表の三十の項の項目の欄中「事務改善及び行政考査」を「業務改善」に改め、「この項中大分県行政考査規程（昭和四十年大分県訓令甲第六号）を「規程」という。」を削り、同項の部長の欄第一号中「事務の管理改善計画」を「業務の改善計画」に改め、同欄第二号から第五号までを削り、同表の三十七の項の部長の欄第九号中「第五十一条の三第一項ただし書」を「第五十七条第一項ただし書」に改め、同欄第十二号中「第四十五条第一項」を「第四十五条（A）第一項及び約款第四十五条（B）第一項」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第十三号中「一件の予定価格が八千万円未満の工事並びに一件の予定価格が二千万円未満の工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び換地の委託に係る」を「指名競争入札に付する事項の見積額又は評価額

が一件五百万円未満（工事にあつては八千万円未満、工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係る委託にあつては二千万円未満並びにその他の委託契約にあつては一千万円未満）の」に改め、同欄第十六号中「第四十八条」を「第五十二条」に、「第十一条」を「第十二条」に改め、同欄第十七号中「請負代金内訳書及び」を削り、同欄第五十一号中「第四十八条第三項」を「第四十八条の二第三項」に改め、同欄第九十七号中「第四十二条第三項」を「第四十二条の二第三項」に改め、同欄百号中「一件の予定価格が八千万円未満の工事並びに一件の予定価格が二千万円未満の試験、研究、調査、測量、設計及び換地の委託に係る」を「見積額又は評価額が一件五百万円未満（工事にあつては八千万円未満、工事に関する試験、研究、調査、測量、設計及び換地に係る委託にあつては二千万円未満並びにその他の委託契約にあつては一千万円未満）の」に改め、同表の三十八の項の部長の欄第七号中「寄付」を「寄附」に改め、同欄第十四号中「取りこわし」を「取壊し」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第五号中「消滅させる」を「消滅をさせる」に改め、同欄第七号中「寄付」を「寄附」に改め、同欄第八号中「寄付申込者」を「寄附申込者」に改め、同欄第二十一号中「第三十八条」の下に「において準用する規則第三十条」を加え、同欄第二十六号中「取りこわし」を「取壊し」に改め、同表の三十九の項の部長の欄第一号中「第七十一条の六」を「第七十一条の六」に改め、同欄第三号中「基づき、」の下に「施行令第七十一条の七の規定による」を加え、「損害賠償等」を「損害賠償金等」に改め、同表の四十の項の班総括の欄第二号中「宿舍駐車場使用変更届」を「職員宿舍駐車場使用変更届」に改め、同表の四十四の項の課長、所長及び室長の欄第十一号中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

別表第一の一の五の表の需用費の部の単価契約の締結の款及び長期継続契約の締結の款並びに役務費の部の単価契約の締結の款及び長期継続契約の締結の款中

全額	を	五〇〇万円以上	五〇〇万円未満	に改
全額	を	一、〇〇〇万円以上	一、〇〇〇万円未満	に改
全額	を	五〇〇万円以上	五〇〇万円未満	に改



め、同表の注1に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める額を金額とする。

- (1) 単価契約の締結の場合 年間所要見込額（契約単価に発注見込数量を乗じて得た額をいう。）
- (2) 長期継続契約の締結の場合 契約予定総額（契約期間全体の執行予定額をいう。）

別表第二の一の表の三の項の地方機関の長の欄第二号及び支所分場等の長の欄第二号中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

別表第二の二の表の一の項の項目の欄中「大分県公文書館公文書等収集保存規程を「収集保存規程」を削り、同表の七の項の地方機関の長の欄第四号中「家用電気工作物」を「事業用電気工作物」に改め、同項の課長の欄第二号中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「経済産業大臣」の下に「又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長」を加え、同欄第四号を削り、同表の十の項の地方機関の長の欄第五号中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

別表第二の三の表のイの部の五の項の長い長の欄第十四号中「第五十一条の三第一項ただし書」を「第五十七条第一項ただし書」に改め、同欄第三十九号中「所管する工事」の下に「（電気設備及び機械設備に係る工事を除く。）」を加え、「八千万円未満」を「八千万円未満、電気設備及び機械設備に係る工事にあつては八千万円未満」に改め、「（電気設備及び機械設備に係る工事を除く。）」を削り、同欄第四十四号中「所管する工事」の下に「（電気設備及び機械設備に係る工事を除く。）」を加え、「八千万円未満」を「八千万円未満、電気設備及び機械設備に係る工事にあつては八千万円未満」に改め、「（電気設備及び機械設備に係る工事を除く。）」を削り、同欄第四十七号中「第四十五条第一項」を「第四十五条（A）第一項及び約款第四十五条（B）第一項」に改め、同欄第五十一号中「第四十八条第三項」を「第四十八条の二第三項」に改め、同欄第九十五号中「第四十二条第三項」を「第四十二条の二第三項」に改め、同項の課長の欄第一号中「請負代金内訳書及び」を削り、同部の六の項の長い長の欄第九号中「第三十八条」の下に「において準用する規則第三十条」を加える。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第二十七号

本 庁

大分県政策企画委員会設置規程（平成二十一年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表中「生活環境部生活環境企画課総務企画監」を「生活環境部生活環境企画課総務企画生活環境部防災局防災危機管理課参

事に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第二十八号

知 事 部 局  
 議 会 事 務 局  
 教 育 庁  
 人 事 委 員 会 事 務 局  
 労 働 委 員 会 事 務 局  
 監 査 事 務 局  
 警 察 本 部  
 企 業 局  
 病 院 局

大分県新型インフルエンザ等対策本部規程（平成二十五年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第七条第一項中「設置された部」の下に「その他の内部組織」を加える。

第十一条第二項中「健康対策課長」を「健康づくり支援課長」に改め、同条第五項中「健康対策課」を「健康づくり支援課」に改める。

第十二条第二項中「生活環境部」及び「同部」の下に「防災局」を加え、同条第五項中「生活環境部」の下に「防災局」を加える。

第十三条第四項中「別表第四に定める」を「同表に掲げる」に改める。

第十六条中「健康対策課」を「健康づくり支援課」に改める。

別表第一中「土木建築部長」を「土木建築部長」に、「危機管理監」を「防災局危機管理監」に改める。  
 別表第二の土木建築対策部の次に次のように加える。

文化祭対策部	国民文化祭・障害者芸術文化祭局	一 国民文化祭及び障害者芸術・文化祭における感染拡大防止に関する事項 二 その他国民文化祭・障害者芸術文化祭局の分掌事務に係る新型インフルエンザ等対策に関する事項
--------	-----------------	--

別表第三の企画振興対策部の文化スポーツ振興班の項中「文化スポーツ振興班」を「芸術文化スポーツ振興班」に改め、同表の福祉保健対策部の健康対策班の項中「健康対策班」を「健康づくり支援班」に改め、同部の子ども子育て支援班の項を削り、同部の高齢者福祉班の項の次に次のように加える。

子ども未来班	一 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に限る。）のり患調査及び感染拡大防止対策に関すること。 二 所管する施設のり患児童に関すること。
子ども・家庭支援班	一 児童福祉施設（子ども未来班が所管する施設並びに障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）及び母子福祉施設のり患調査及び感染拡大防止対策に関すること。 二 所管する施設のり患児童及びり患母子世帯に関すること。

別表第三の生活環境対策部の食品安全・衛生班の項中「食品安全・衛生班」を「食品・生活衛生班」に改め、同部の廃棄物対策班の項中「廃棄物対策班」を「循環社会推進班」に改め、同表の商工労働対策部の商工労働企画班の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同項の次に次のように加える。

経営創造・金融班	一 中小企業の金融対策に関すること。 二 政府系金融機関等の融資に関すること。
----------	--

別表第三の商工労働対策部の部の商業・サービス業振興班の項の次に次のように加える。

雇用労働政策班	一 労働者対策に関すること。
---------	----------------

平成二十九年四月一日

二 県立工科短期大学校、高等技術専門校等のり患状況調査及び感染拡大防止対策に関すること。

別表第三の商工労働対策部の部の労働福祉班の項及び雇用・人材育成班の項を削り、同表の農林水産対策部の部の農山漁村・担い手支援班の項を削り、団体指導・金融班の項の次に次のように加える。

新規就業・経営体支援班	県立農業大学校のり患状況調査及び感染拡大防止対策に関すること。
農地活用・集落営農班	応急食糧（米穀）の確保及び売渡しに関すること。

別表第三の農林水産対策部の部の畜産振興班の項を次のように改める。

畜産振興班	一 乳製品等の流通対策及び売渡しに関すること。 二 高病原性鳥インフルエンザに関すること。
-------	--

別表第三の農林水産対策部の部の家畜衛生飼料班の項を削り、同表の土木建築対策部の部の次に次のように加える。

文化祭対策部	企画・広報班	一 文化祭対策部の総括に関すること。 二 新型インフルエンザ等発生時における文化祭対策部内の要員確保に関すること。 三 文化祭対策部内の連絡調整に関すること。 四 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭における感染拡大防止対策に関すること。 五 その他文化祭対策部の分掌事務に係る新型インフルエンザ等対策に関すること。
--------	--------	--

附則  
この訓令は、公示の日から施行する。

大分県報号外（訓令甲）